

第4章

施策の展開

施策体系および主な事業

基本目標 1 自分らしく「自立」した生活をおくる

基本目標 2 尊厳ある暮らしを最期まで支える

基本目標 3 安心と共生の基盤をつくる

施策体系および主な事業

基本理念

個人としての尊厳が保たれ
その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち
いちかわ

基本目標

基本目標1
自分らしく「自立」
した生活をおくる

- (1) 多様な社会参加の促進
- (2) 介護予防と健康づくりの推進
- (3) 生活支援や見守りの充実
- (4) 認知症への理解の促進

基本目標2
尊厳ある暮らしを
最期まで支える

- (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 連携による認知症への支援
- (4) 介護者の負担軽減
- (5) 権利擁護の支援

基本目標3
安心と共生の
基盤をつくる

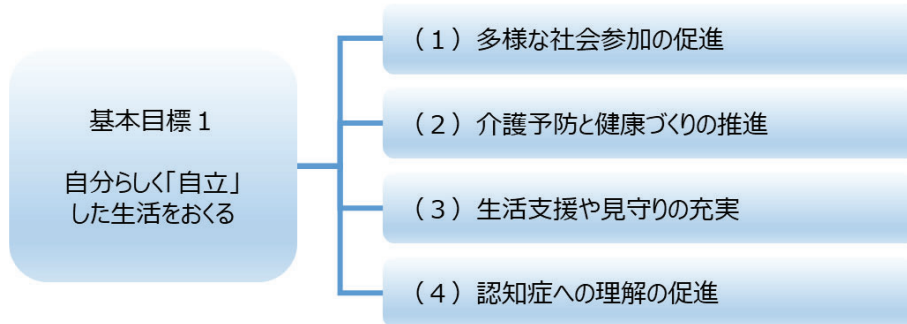
- (1) 誰もが共に暮らす地域へ
- (2) 安心して暮らし続けられる住まいへ
- (3) 介護人材確保と業務効率化の支援
- (4) 保険者機能の強化に向けて

施策

主な事業や取組み

<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター（SC）の配置 ●CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置 ●社会参加に関する情報提供 ●ゴールドシニア外出支援事業「チケット75」 ●補聴器購入費用助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきセンターの運営 ●高齢者クラブの支援 ●サロン活動の支援 ●市川みんなで体操 	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援 ●高齢者の就労支援 ●公民館主催講座活動事業など ●市民スポーツ振興事業など
<ul style="list-style-type: none"> ●いちわかプログラム ●介護予防把握事業 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●わっしょいフレイル予防 ●市川みんなで体操（再掲） ●地域リハビリテーション活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康ポイント Aruco（あるこ） ●健康増進に関する事業 ●かかりつけ医の重要性の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業 ●生活支援サポーター養成研修 ●生活支援に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●移動販売の支援 ●高齢者見守り支援事業 ●食の自立支援事業(配食による見守り) 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等世帯ごみ出し支援 ●民生委員による見守り ●市川市地域見守り活動に関する協定
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の普及 ●認知症サポーター養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症に関する勉強会の開催 ●認知症本人ミーティングの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェの開催支援
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サポートセンターの運営 ●地域ケア個別会議 ●自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化 		
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築 ●医療・介護関係者の研修 ●医療・介護関係者の情報共有の支援 		
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅住民への在宅療養の普及啓発 ●在宅療養者等口腔保健推進事業 ●在宅医療支援事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症地域支援推進員の配置 ●認知症初期集中支援チームの活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談体制の充実 ●認知症の人の意思決定支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ●「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援 ●介護保険サービスなどに関する情報提供 ●認知症の人の介護に関する情報提供や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●中重度の人の在宅生活などを支えるサービスの整備 ●介護保険利用者負担助成事業 など ●在宅での介護に関する支援（紙おむつの給付等） 	
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待を未然に防ぐ取組み ●消費者被害の防止 ●高齢者虐待の早期発見、早期対応および支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市川市消費生活センター ●「電話 de 詐欺」の注意喚起 など ●成年後見制度利用支援事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症にやさしいお店・事業所」の認定 ●認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●ピアサポート活動の充実 ●認知症の人が安心して外出できるための支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市川市よりそい支援事業 ●地域ケアシステムの推進 ●共生型サービス事業所の支援
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度 ●市川市生活サポートセンター そら 	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーに配慮した住宅の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住系サービスの確保と質の向上 ●避難行動要支援者対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ●介護職のイメージ向上につながる情報発信 ●「福祉のしごと」説明・就職面接会 ●介護に関する入門的研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職員初任者／介護福祉士実務者／主任介護支援専門員の研修費用助成および介護支援専門員の資格取得に係る費用助成 ●提出書類の簡素化・オンライン化 	
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定の適正化 ●ケアマネジメントなどの適正化 ●縦覧点検など 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者に対する指導・監督 ●介護相談員派遣事業 ●市川市介護保険地域運営委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●データ利活用の推進 ●地域ケア推進会議

本計画においては、高齢者が社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送ることを目指しています。その実現に向けて、基本目標 1 では 4 つの施策を位置づけました。



施策の背景や課題

(1) 多様な社会参加の促進

○ 高齢者全体では、収入のある仕事をはじめ趣味やスポーツなど、多様な活動に参加がみられるのに対して、要支援認定を受けている高齢者は、活動参加の割合が低くなっています。

○ 「いきいきセンター」のサークル・同好会や「高齢者クラブ」などの既存の団体は、高齢化などにより参加者数や団体数の減少が課題となっており、新たな参加者を呼び込む工夫が必要です。

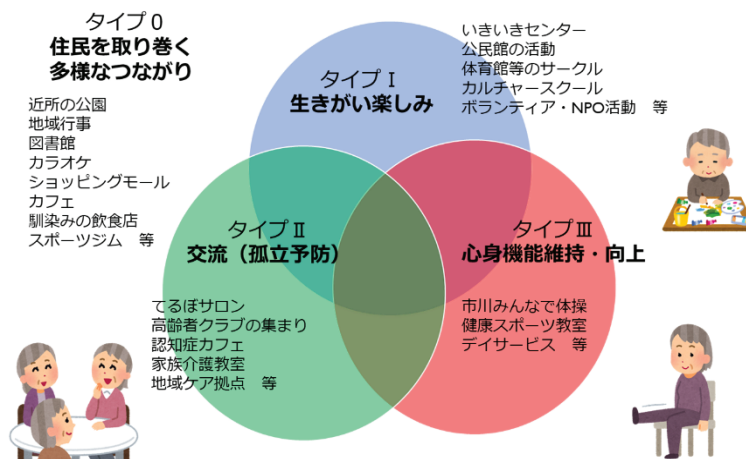
▶ 今後の方針 p.48

(2) 介護予防と健康づくりの推進

○ 本市の「平均寿命」は、全国および千葉県の値を上回っていますが、「平均自立期間」は県平均をやや下回っており、健康寿命の延伸の取り組みが求められています。

○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）へのアンケートでは、「本人の強みや興味・関心に沿う社会参加による介護予防」にかかる本市の施策は不十分であると評価されています。本市には、住民を取り巻く多様なつながりも含め、様々な社会参加の場があることから、支援者への情報提供や、きめ細かなマッチングにも注力すべきと考えられます。

▶ 今後の方針 p.52



資料：居場所の考え方の整理（令和 5 年度第 1 回「市川市地域ケア推進会議」資料より

(3) 生活支援や見守りの充実

○ 生活支援サービスなどが「充足している」と回答した高齢者の割合は、以前と比べて上昇したものの2割程度に留まっており、引き続き、社会資源の充実や必要な方への情報提供・マッチング支援などに取り組む必要があります。

○ 「生活支援サポーター養成研修」修了者の地域活動実施団体への登録率は、十分高いとは言えないため、研修修了者やボランティア活動をしたい人が地域の活躍の場につながる仕組みが必要です。

▶[今後の方針 p.56](#)

(4) 認知症への理解の促進

○ 認知症は「誰もがなりうるもの」であり、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症になっても希望を持って生きられる地域社会を目指し、認知症の人とその家族の意見発信を通じて、認知症への正しい理解を深めることが必要です。

▶[今後の方針 p.60](#)

基本目標1 の重点事業など

基本目標1では、以下の事業を位置付けます。

重点 社会参加に関する情報提供

▶ P.49

社会参加に関する情報把握と情報提供を充実させて、高齢者の社会参加を応援します。

重点 いちわかプログラム

▶ P.53

心身の活力が低下した状態にある方を集中的に支援し、“元気な生活”を取り戻すよう支援します。

新規 ゴールドシニア外出支援事業チケット75

▶ P.49

新規 補聴器購入費用助成事業

▶ P.49

新規 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

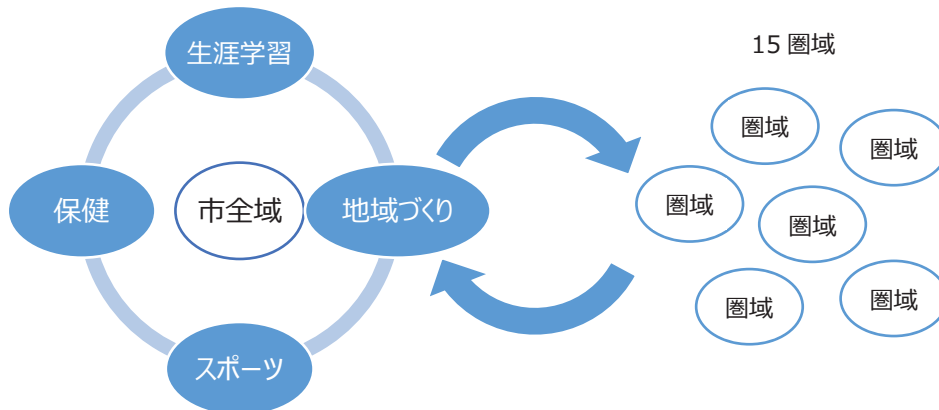
▶ P.53

基本目標 1 - (1) 多様な社会参加の促進

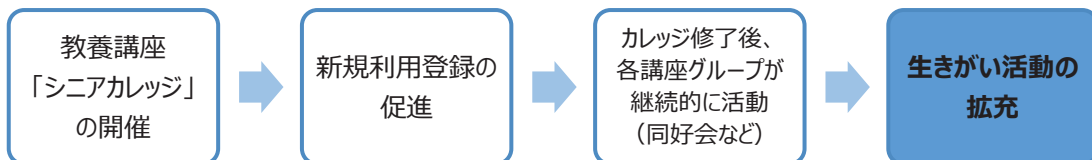
住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、社会とつながりを持つことができる居場所や、生きがいを持って活躍できる機会が必要です。高齢者をはじめとする住民が、地域の支え手として活躍することや、興味・関心に応じて参加できる機会が拡充するよう、基盤となる団体への支援を継続するほか、情報提供やマッチングによって多様な社会参加の促進を図ります。

今後の方針

○ 高齢者の社会参加を後押しするため、**地域づくり、保健、スポーツ、生涯学習などの分野との連携**を深め、参加促進に取り組みます。また、市内 15 の日常生活圏域に生活支援コーディネーター（SC）を配置し、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域住民との連携のもとで、**身近な地域における社会参加の場の把握やマッチング**に取り組みます。



○ 生きがい活動の拡充に向けて、いきいきセンターは「シニアカレッジ」のメニューの**多様化や充実**を図り、新規利用登録を促進します。



○ 高齢者クラブについては会員の増加や活性化につながるよう、趣味や生きがい活動、身体を動かす活動、社会貢献の活動など、**介護予防に効果的な活動を展開している事例の周知**を支援します。

○ 高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」事業を支援します。

○ アフターコロナの外出促進策として、バス・タクシーの利用助成を行います。

○ 高齢者の外出や地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の助成を行います。

●生活支援コーディネーター（SC）の配置【地域包括支援課】（P.56 参照）

市内 15 の日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置して、その人に合った社会参加の情報の提案や案内を強化します。

●CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置【地域共生課】（P.84 参照）

地域福祉活動を支援する専門職を配置して、地域活動への参加を支援したり、サロンなどの地域活動を支援します。

●社会参加に関する情報提供

進捗管理

○「いちかわ支え合いネット」の運営【地域共生課】

日常生活の支援や社会参加に関する情報を、スマートフォンやパソコンから検索することのできるシステム「生活支援・社会参加情報サイト『いちかわ支え合いネット』」により、行政や民間企業、NPO 法人などが行っている取り組みの情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ情報提供します。

○市公式 LINE での「通いの場」の情報配信【地域共生課】

市公式 LINE の情報配信サービスでは、登録者の希望する分野の情報を受信することができます。「通いの場」は、地域住民が集う活動の場などの紹介を行っています。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
市公式 L I N E「通いの場」 登録者数	1,200 人	増加	増加	増加

○シニア向けのお出かけ情報『『きょういく』ところ見つけませんか?』【地域包括支援課】

市が把握している市内の居場所・通いの場を紹介するリーフレットの作成、配布を行っています。

●ゴールドシニア外出支援事業「チケット 75」【地域包括支援課】

令和 5 年度より、ゴールドシニア（75 歳以上の方）を対象に、市内で利用できるバス・タクシーの運賃の一部を助成するチケットを支給する事業を開始しました。高齢者の外出を促進し、健康寿命の延伸を目指します。

●補聴器購入費用助成事業【地域包括支援課】

65 歳以上の方のうち、市民税世帯非課税かつ医師から補聴器が必要であることの証明を受けている方を対象に補聴器の購入費の一部助成を行います。聴力が低下すると、他者との交流に支障を感じるようになり社会的に孤立してしまう傾向があります。補聴器の使用により、難聴の影響を低減させ、積極的な社会参加を促進します。

●いきいきセンターの運営【地域共生課】

高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場であるいきいきセンター（老人福祉センター、老人いこいの家および地域共生センター）などの公共施設を活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。老人福祉センターは 1 施設、老人いこいの家は 11 施設、地域共生センター 1 施設を運営しています。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
新規登録人数	400 人	→	→	→

●高齢者クラブの支援【地域共生課】

高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して社会参加につながるよう、高齢者の自主的な組織である「高齢者クラブ」の活動費を一部補助しています。社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど多様な活動に取り組んでおり、現在は市内 101 のクラブでおよそ 3,600 名が活動しています。

●サロン活動の支援【地域共生課】

誰もが安心して、地域で自立した生活を送れるよう、相談体制の充実、引きこもりがちな高齢者等が気軽に通えるサロン活動や見守り支援などを通じ、地域課題の把握に努めます。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
サロン設置数	113 か所	120 か所	127 か所	134 か所

●市川みんなで体操（地域介護予防活動支援事業）【地域包括支援課】（P.54 参照）

どこでも・だれとでも・いつでも始められる体操です。市内各地で、約 40 団体が自主的に活動しています。市は、「出前体験会」を行うなど新規活動の支援を行うとともに、DVD の貸出や専門職の派遣などを通じて継続して活動を行えるよう支援しています。

●シルバー人材センター事業の支援【地域共生課】

「市川市シルバー人材センター」は、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることを目的に事業を行っており、会員確保と就業機会提供のため PR 活動を行うほか、会員の資質向上のため研修を実施しています。市は、健全な運営を図り、福祉の増進に資するため、補助金を交付しています。

●高齢者の就労支援【商工業振興課】

高齢者を対象とした「キャリアデザインセミナー」を千葉県や近隣市と共催するほか、「高齢者見守りネットワーク活動等に関する協定書」に基づく協定締結事業所との共催で「シニア従業員のお仕事説明会」を開催して、高齢者の社会参加を促し、就労を支援します。

●公民館主催講座活動事業など【社会教育課】

公民館では、子どもから高齢者まで参加できる各種主催講座を実施し、知識の向上や参加者同士の交流を図り、生きがいづくりを支援します。一例としては、デジタル社会に必要な知識の習得・向上に向けて高齢者が気軽にスマートフォンなどの操作方法が学べる講座を開催しています。また、オンライン講座を開催し、時間や場所を問わず講座を視聴できる環境づくりに努めます。

市民アカデミー講座では、高齢者をはじめとする多くの市民が参加できる講座の充実に努めます。

●市民スポーツ振興事業など【スポーツ部】

市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように、「市川市民元旦マラソン」「下総・江戸川ツーデーマーチ」「みんなでスポーツ」などのスポーツイベントや関係団体との協働により「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」を開催します。

また、市川市が協定等を結んでいるスポーツ団体と連携し、スポーツに親しむ機会等の創出を推進していきます。

その他関連事業や取組みなど

●認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援課

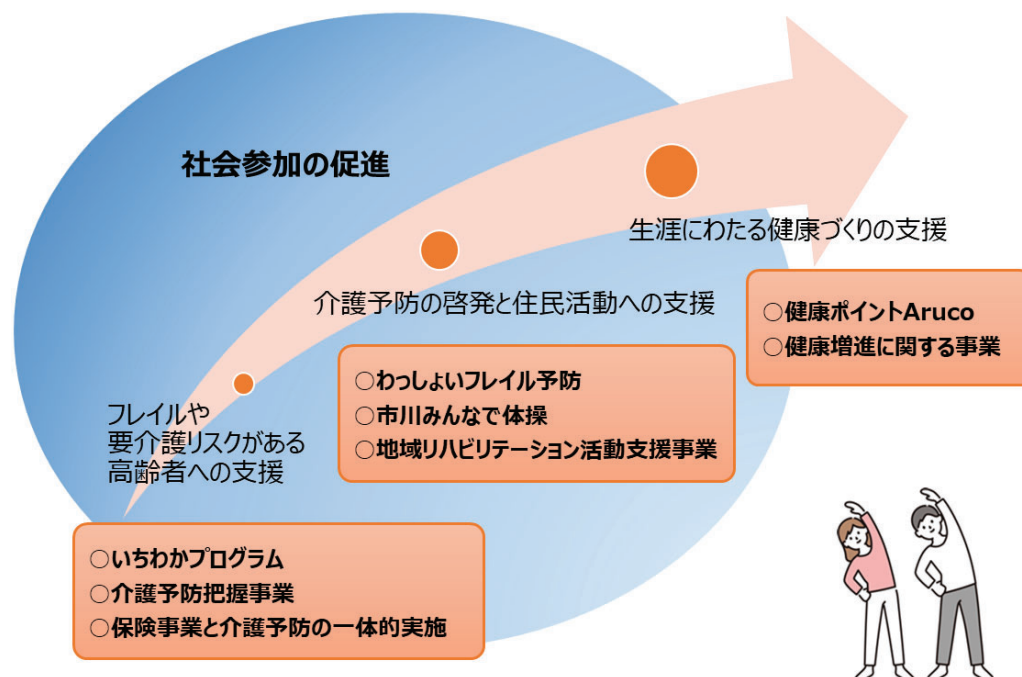
P.71

基本目標 1 - (2) 介護予防と健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、誰もが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。多くの市民が、なるべく早期から健康づくりや介護予防に取り組むよう、様々な方法で普及啓発を行います。また、介護予防に資する「通いの場」の充実を図るとともに、心身機能の低下があった場合に、集中的に取り組むことを支援し、介護予防・重度化防止に努めます。

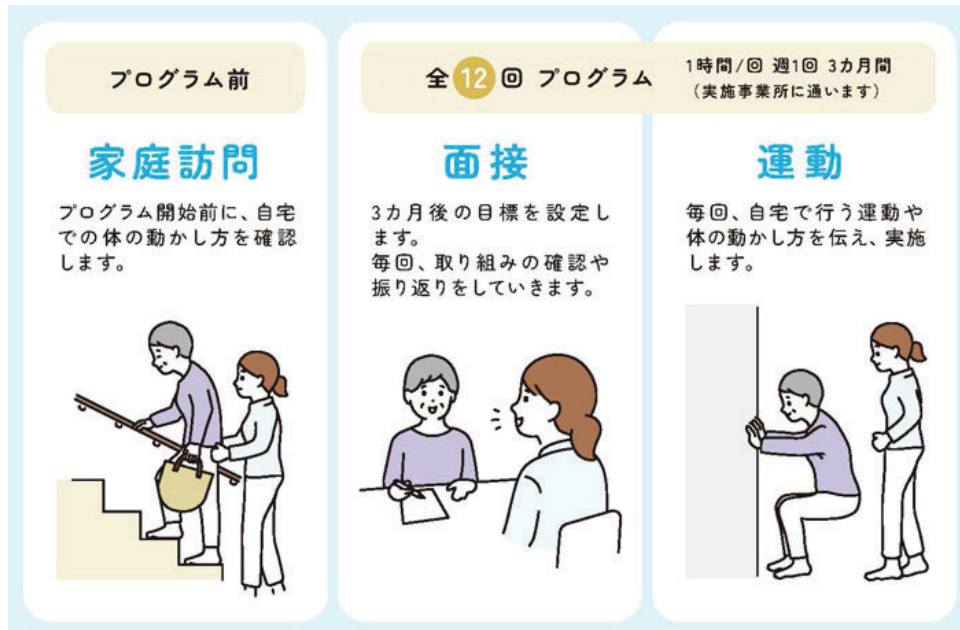
今後の方針

- 高齢者が自らの健康づくりに主体的に取り組めるよう、令和4年度に開始した「いちわかプログラム」などの多様なサービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業などの事業と連携し、介護予防・重度化防止の施策を推進していきます。
- **保健事業と連動した効果的な介護予防**の取り組みを図るために、高齢者の保健事業と介護予防を、一体的にすすめます。
- 多くの市民が介護予防に取り組めるよう、リーフレット配布や様々な方法での情報発信により、**社会参加を軸としたフレイル予防が重要であることの周知・啓発**を行っていきます（「わっしょいフレイル予防」）。
- より多くの住民が介護予防活動に参加できるよう、リハビリテーション専門職の協力を得て、住民主体の介護予防活動の支援の充実を図ります（地域リハビリテーション活動支援事業）。
- 閉じこもりがちの人など、何らかの支援を要する対象者を必要な支援や介護予防活動につなげるために、高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)などの関係機関と連携して把握に努めます。



●いちわかプログラム（通所型短期集中予防サービス事業）【地域包括支援課】

フレイルの状態（心身の活力が低下した状態）にある方を対象とした、生活機能の向上を目的として短期間集中的に取り組む介護予防プログラムです。事業所に通い、リハビリ専門職の助言のもとで個別のプログラムを実施することで、“元気な生活”を取り戻し、社会参加を目指します。



事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
プログラム参加人数	40人	増加	増加	増加

●介護予防把握事業【地域包括支援課】

通いの場などでのフレイル予防に関するアンケートの実施や、地域の関係機関との連携により、閉じこもりなど何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要なサービスや地域の介護予防活動につなげていきます。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【地域包括支援課】

介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とを一体的に実施する枠組みを構築し、千葉県後期高齢者医療広域連合から受託した保険事業と介護予防事業を一体的に進め、高齢者の健康増進による健康寿命の延伸を図ります。

●わっしょいフレイル予防（介護予防普及啓発事業）【地域包括支援課】

進捗管理

加齢に伴い、心身の機能や社会とのつながりが弱くなった状態を“フレイル”と言います。早めにフレイルに気づき社会参加や介護予防を心がけることで、フレイルの進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。市は、情報発信や講座開催などを通じ、「わっしょいフレイル予防」の愛称とともに、フレイル予防の意識付けに努めます。

【主な取組み】

- 市公式 LINE での情報発信（「健康長寿」）
- フレイル予防・社会参加に関するリーフレットの作成・配布
- 介護予防講座



リハビリテーション専門職が、フレイルのチェックや、フレイル予防のポイント講座と運動を行います。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
市公式 LINE「健康長寿」の登録者数	2,100 人	増加	増加	増加

●市川みんなで体操（地域介護予防活動支援事業）【地域包括支援課】（P.50 参照）

地域住民が身近な場所に集まり介護予防に資する体操を実施・継続できるよう、支援しています。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
市川みんなで体操実施団体	42 団体	46 団体	→	→
延べ参加人数	635 人	増加	→	→

●地域リハビリテーション活動支援事業【地域包括支援課】

身近な場所での住民主体の介護予防活動の支援と、介護事業所における重度化防止の取り組み向上などを目的として、地域で活動しているサークルや同好会、サロン、また、介護サービス事業所へリハビリテーション専門職等が出向き、介護予防に役立つアドバイスを行います。

●健康ポイント Aruco（あるこ）【健康都市推進課】

市民の健康づくりを応援するインセンティブポイントとして、令和 5 年度に開始しました。スマートフォンアプリまたは活動量計を使い、市内 20 カ所に設置している体組成計および血圧計の測定や、1 日の歩数に応じて、ポイントが付与されます。貯まったポイントは、デジタル地域通貨「ICHICO」に交換し、加盟店での決済に利用することができます。

●健康増進に関する事業【保健センター】

事業領域	概要
食生活の改善	健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるように、食生活の改善を推進します。 ▼関連事業：食生活サポーター／栄養・食生活相談【健康支援課】
歯科・口腔の健康づくり	生涯を通じて切れ目のない歯と口腔の保健を推進します。 ▼関連事業：成人歯科健康診査／口腔がん検診【健康支援課】
生活習慣病予防等の健康増進	生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、事故防止による傷害の発生を予防します。 ▼関連事業：健康教育／健康相談／食生活サポーター／訪問指導【健康支援課】
疾病の予防、早期発見・早期治療	予防接種によって感染症の発症および重症化を予防すると共に、がん検診、肝炎検診で疾病を早期発見し、早期治療につなげることで死亡リスク等を軽減します。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者等に対して特定健康診査等を実施し、必要に応じて受診勧奨や生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化を防ぎます。 ▼関連事業：予防接種事業／健康診査・各種検診【疾病予防課】

●かかりつけ医の重要性の啓発【保健医療課】

病気や生活習慣病を予防するには、体質、病歴や健康状態を把握し、病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ち、日頃から相談することが大切です。このため、かかりつけ医を持つことの重要性について普及啓発していきます。

その他関連事業や取組みなど

●高齢者健康入浴券交付事業 ¹	地域包括支援課	下記注釈
●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業 ²	地域包括支援課	下記注釈
●食の自立支援事業（配食による見守り）	地域包括支援課	P.58

¹ 自宅に入浴設備のないひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で市民税非課税世帯の人に、公衆浴場の入浴券を交付する。

² 市民税個人非課税者で、一定年齢以上の人または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を交付する。

基本目標 1 - (3) 生活支援や見守りの充実

年齢を重ねても、できることはなるべく自分で、できない部分は周囲の手助けやサービスを利用して、その人らしい、「自立」した生活を送ることができるよう、市は、高齢者の日常生活上のニーズや課題、必要な地域資源を把握し、地域の多様な主体と連携して、生活支援体制の充実に努めます。

今後の方針

- 個々のニーズや課題に応じた支援を強化するため、市内 15 か所の**高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）**に、**生活支援コーディネーター**を配置します。
- 地域資源の情報収集やニーズ把握を基に、地域ケア会議、地域ケアシステム推進連絡会、その他の会議などを通じて、多様な主体とともに課題解決に取り組みます。
- ひとり暮らし世帯などの増加に伴い、生活支援や見守りに対するニーズが高まっていることから、必要とする方が円滑に利用できるよう支援します。また、「**地域見守り活動に関する協定**」は、民間事業者などとの協定締結数を増やし、見守り体制の強化を図ります。

主な事業や取組み

●生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター（SC）の配置など）【地域包括支援課】

介護予防・生活支援の体制整備に向けて、第 1 層（市全域）および第 2 層（日常生活圏域）に、「生活支援コーディネーター（SC）」を配置します。

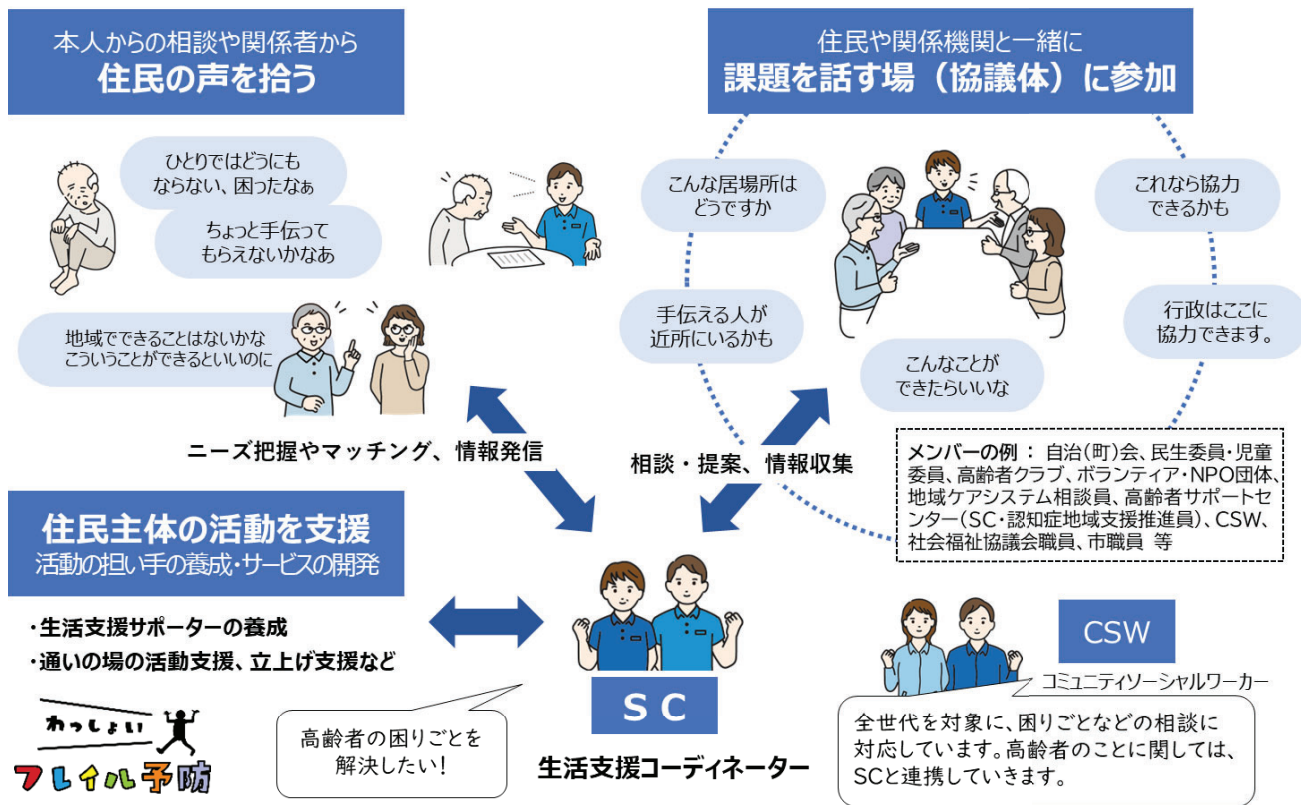
本市の生活支援コーディネーターは、全世代を対象とした地域福祉活動の支援を担う「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」や、地域の支え合いの仕組みである「地域ケアシステム」（P.84 参照）との連携のもと、下記の役割を果たします。

- 1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための支援やサービス、居場所などの情報を収集します。
- 2) 相談窓口や会議などで、高齢者の生活上の困りごとや社会参加のニーズを把握し、その方に合った情報を提案したり、案内します。
- 3) 「年齢を重ねても安心して住み続けられる地域」を目指し、地域住民や CSW その他の関係者と共に、支援ニーズに対応する活動や取組みを検討し、実現に向けて支援します。

●CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置【地域共生課】（P.84 参照）

地域福祉活動を支援する専門職を配置して、日常生活上の相談や支援をします。

生活支援コーディネーター(SC)の役割



●生活支援サポーター養成研修【地域包括支援課】

支援を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、日常生活の中での困りごとに対応する、ボランティア活動の担い手を養成するための研修を行います。また、生活支援コーディネーターと連携し、研修修了者が地域の活躍の場につながるような仕組みづくりを行います。

●生活支援に関する情報提供

○「いちかわ支え合いネット」【地域共生課】(P.49 参照)

生活上のちょっとした困りごとの解決について、市が運営する web サイトで、民間企業や NPO などの行うサービスや互助の支援などを検索することができます。

○「市川市生活おたすけ情報」【地域包括支援課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の相談窓口、インフォーマルサービス、在宅生活の様々な支援などを掲載した冊子を作成し、相談窓口で配布しています。

● 移動販売の支援【地域包括支援課】

買い物不便地域の解消と、市民の交流促進を目的として、生鮮食品や日用品などを扱う「移動販売」の実施を支援します。市は、協定を締結した移動販売の事業者に対し、公園や市営住宅の敷地の使用許可や、住民や支援者に対する情報提供などの支援をしています。市とダイエーが協働で実施する移動販売は、令和5年度現在、市内20カ所以上で展開されています。

● 高齢者見守り支援事業【地域包括支援課】

高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の貸与にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行い、利用を支援します。緊急時に通報ができるほか、24時間センサーに反応がなければ自動的に通報され、ガードマンが駆け付けます。また、熱中症指数が高くなると、音声により注意を促します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	500人	900人	1,080人	1,260人

● 食の自立支援事業（配食による見守り）【地域包括支援課】

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯など、食事の支度が困難な方や安否確認を希望する方に対して、事前にアセスメントを行い、必要に応じて配食サービスを実施するとともに、利用者の体調や安否を確認します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	340人	→	→	→

● 高齢者等世帯ごみ出し支援【清掃事業課・地域包括支援課】

ごみを出すことが困難な高齢者や障がい者のために、玄関前などにごみの収集に伺います。ごみなどが出していない場合には、声かけを行い、応答がない場合は緊急連絡先に連絡し、安否確認を行います。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	540人	増加	増加	増加

● 民生委員による見守り【地域共生課】

市内にひとりで暮らし、生活に不安を抱えている高齢者を対象に、民生委員が訪問、電話、手紙などにより月1回程度の見守りを行うものです。民生委員が、地域や市の情報を提供したり、相談を受けることにより、安心した生活をおくることを目指します。希望する高齢者は、市に「ひとり暮らし登録」を行います。令和5年度現在の登録人数は、約1,100名です。

進捗管理

● 市川市地域見守り活動に関する協定【地域包括支援課】

市内新聞販売所や宅配業者などの事業者と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変などを発見した場合は通報し、市と連携を図りながら、安否などを見守り、適切な対応を行っていきます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
登録団体数	32団体	→	増加	増加

その他関連事業や取組みなど

- | | | |
|------------------------------|------------|------|
| ●「お互いさま事業」による支援（地域ケアシステムの推進） | 市川市社会福祉協議会 | P.84 |
| ●郵便局との協定に基づく見守り ¹ | 市川市 | 下記注釈 |

¹ 本市は市内警察署および市内の郵便局と協定を締結しており、郵便局員が業務中に高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合などに、情報提供を受けている。

基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進

認知症は、「誰もがなりうるもの」であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものです。認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される地域の実現をめざし、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人およびその家族の意向尊重への配慮に向けて、認知症に関する知識と理解が市民に深められるよう、様々な機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。

今後の方針

- 認知症に対する、正しい知識と理解を市民に深めるために、**認知症ガイドブック（認知症ケアパス）**を配架する窓口を増やします。また、**認知症サポーター養成講座**に関するチラシを配布し、幅広い年齢層や職域での講座開催を目指します。
- 認知症の人やその家族の意向を尊重できるよう、**認知症の人とその家族の意見発信を支援**します。また、様々な機会をとらえて勉強会を開催します。

主な事業や取組み

● 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及【地域包括支援課】

“認知症ケアパス”は、認知症の症状や状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどを利用できるかを、わかりやすくまとめたものです。本市は、認知症ケアパスに認知症の基礎知識のほか、認知症の人との接し方などを加えて「認知症ガイドブック」を作成しています。

「認知症ガイドブック」は、各相談窓口などで認知症の人やその家族への相談の際に活用し、「認知症ガイドブック（概要版）」は、各高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の他、病院や郵便局、商店などに配布および配架しています。認知症への理解をさらに推進するため、継続して配架可能な窓口を増やすよう努めるとともに、より多くの人に知っていただくよう、周知に取り組みます。

● 認知症サポーター養成講座の開催【地域包括支援課】

進捗管理

「認知症サポーター」は認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する人です。地域住民をはじめ、高齢者と接する様々な職種の方々や学生など、幅広く養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支え合う体制を整えていきます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
学校や職域における 認知症サポーター養成講座 開催団体数	15 団体	→	→	→

● 認知症に関する勉強会の開催【地域包括支援課】

地域住民の認知症への理解を広めるため、認知症地域支援推進員（P.71 参照）などによる認知症に関する勉強会を開催します。

● 認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催【地域包括支援課】

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人が集う場として認知症本人ミーティング（仲間と話そう）を開催し、ニーズや意見を聴取し、その発信を支援します。

● 認知症カフェの開催支援【地域包括支援課】

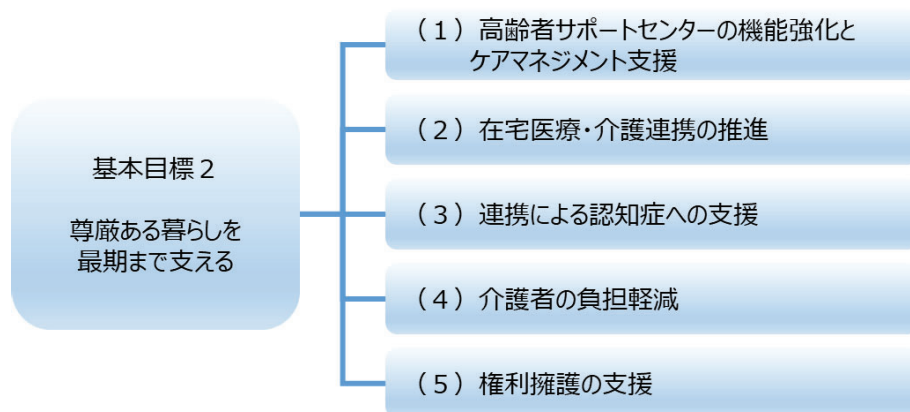
認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェの開催を支援します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
登録件数（累計）	9件	10件	11件	12件

その他関連事業や取組みなど

- 基本目標2 - (3) 連携による認知症への支援 P.71-72
- 基本目標3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ P.82-85

本計画においては、認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ自分らしい生活を送れるよう、多職種連携のもと支援が行われることを目指しています。その実現に向けて、基本目標 2 では 5 つの施策を位置づけました。



施策の背景や課題

(1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援

○ 要介護認定のない高齢者のアンケート結果では、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の認知度は 3 割程度に留まります。生活上の様々な不安が生じた場合に、身近な相談窓口があることは重要です。

▶[今後の方針 P.64](#)

(2) 在宅医療・介護連携の推進

○ コロナ禍においては、退院調整会議や在宅でのケース会議が減るなど、専門職が顔を合わせて行う機会が少なくなりましたが、近時は回復傾向にあります。

○ 研修参加者へのアンケートでは、連携ができているという回答が多い一方で、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けたアンケート結果では、多職種連携に課題があると考えている方が半数近くあり、医療・介護連携に関する課題も挙げられています。

▶[今後の方針 P.68](#)

(3) 連携による認知症への支援

○ 市は、認知症の進行に合わせて「いつ、どこで、どのような」医療や介護サービスを受けられるかをわかりやすくまとめた「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」の普及に努めていますが、アンケート結果では、7 割近い高齢者が認知症の相談窓口について“知らない”という結果となっています。引き続き、その方の状態にあった適切な支援を得ることができる支援体制の構築が必要です。

▶[今後の方針 P.71](#)

(4) 介護者の負担軽減

○ アンケート結果から、本市の主な介護者の年齢は 50 代が最多となっており、働きながら家族の介護をする人も多と考えられます。介護支援専門員等の支援者に対して、仕事と介護の両立支援に資する制度や相談窓口を周知することが課題です。

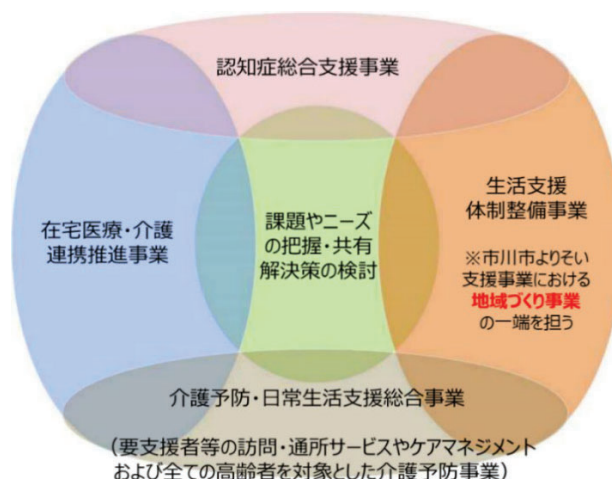
▶[今後の方針 P.73](#)

(5) 権利擁護の支援

○ 単身高齢者の中でも年齢の高い層が増えていることから、認知症などにより判断能力が不十分で、家族の支援を受けられない人が増えていると考えられます。尊厳ある本人らしい生活を継続でき、地域社会に参加できるよう、適切な支援につながる仕組みづくりが必要です。

▶[今後の方針 P.76](#)

高齢者の尊厳ある暮らしを最期まで支えるためには、事業間の連携が図られ、効果的な支援が行われることが重要です。本計画では、様々な事業の連動性を意識して進めていきます。



基本目標 2 の重点事業

基本目標 2 では、以下の事業を位置付けます。

重点 認知症地域支援推進員の配置

▶[P.71](#)

市内 15 か所の高齢者サポートセンターに、認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情に即したきめ細やかな支援に取り組みます。

重点 「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援

▶[P.73](#)

高齢者の尊厳ある暮らしを最期まで支えるため、最も身近な介護者である家族を、同じ悩みを抱える介護者同士の交流などを通じて支援します。

基本目標 2 - (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援

介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活を送れるよう、身近な相談窓口の周知を図り、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントを推進します。また、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、効果的な支援が可能となるネットワークの構築を図ります。

今後の方針

- **市内 15 の日常生活圏域に、高齢者サポートセンターを設置**しています。日常生活圏域の高齢者人口や相談件数などを勘案し、業務量に見合った職員を適正に配置するとともに、高齢者サポートセンターの事業評価を通じて、センターごとに業務の状況を明らかにし、機能強化を図ります。
- 高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの支援を行います。また、「**市川市よりそい支援事業**」（重層的支援体制整備事業）において包括的な相談支援体制の一翼を担います。
- **地域ケア会議**の中で個別事例の検討を行い、課題分析や支援の積み重ねを通じて多職種協働によるネットワークの構築や社会資源の開発につなげ、さらなる個別支援の充実を図るとともに、**地域ケア推進会議**などを通じた施策形成にも取り組みます。
- 高齢者サポートセンターで行う「**介護予防ケアマネジメント**」については、介護支援専門員（ケアマネジャー）などへの情報提供や研修会を実施する他、多職種が関わり、ケアプランの検討や助言を受けられる体制を構築します。

主な事業や取組み

● 高齢者サポートセンターの運営【地域包括支援課】

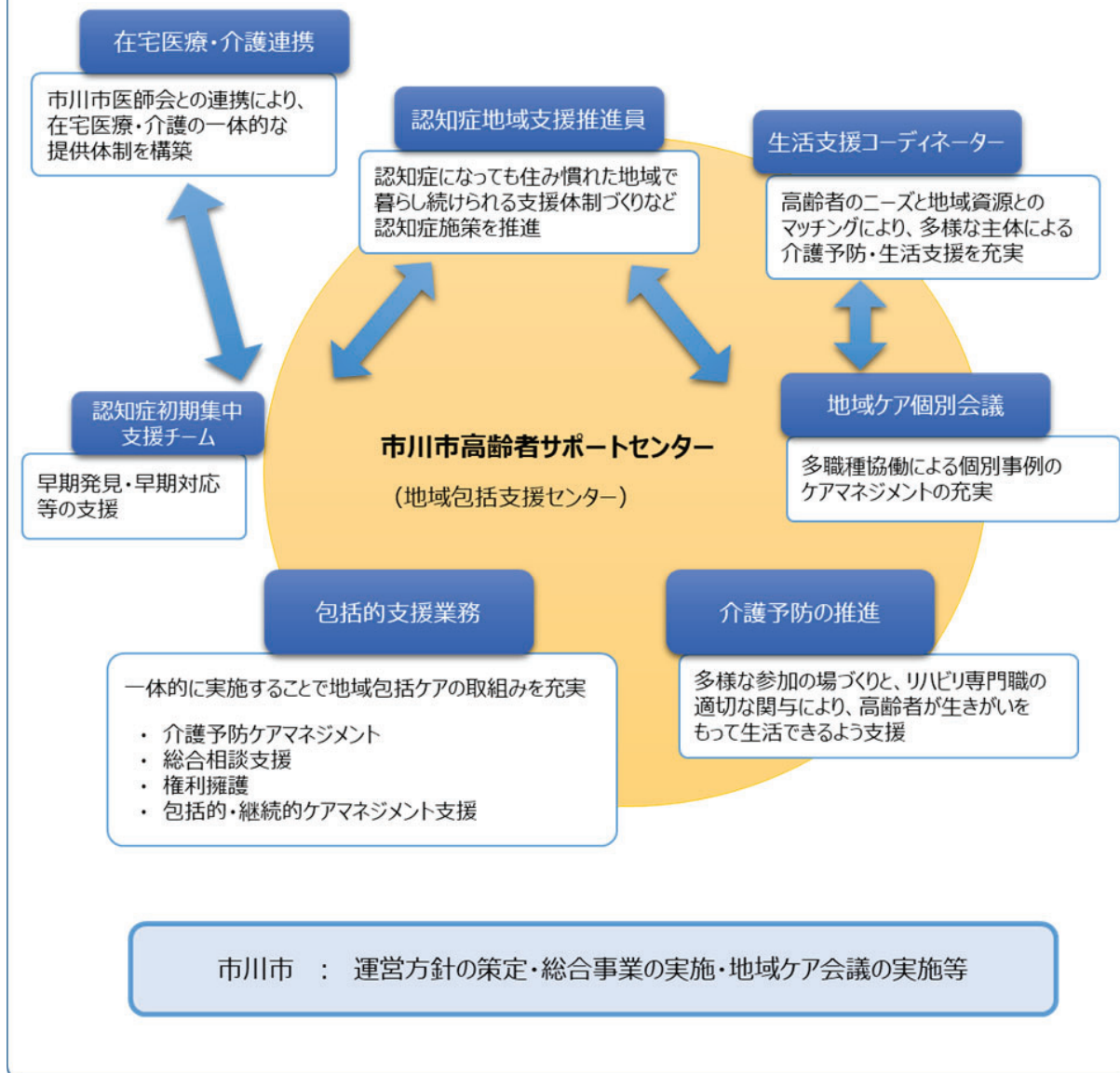
高齢者サポートセンターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、地域の実情に応じた身近な総合相談窓口として、24 時間連絡の取れる体制をとっています。また、各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。

市は、高齢者サポートセンターの後方支援を行います。また、高齢者サポートセンターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営指針を定め、高齢者サポートセンターに対して、継続的に運営評価を実施し、評価結果を「市川市介護保険地域運営委員会」（P.94 参照）に報告します。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
総合相談支援 (相談件数)	60,000 件	増加	増加	増加

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化

認知症施策の推進を担う「認知症地域支援推進員」と、介護予防・生活支援の体制整備に取り組む「生活支援コーディネーター」を、高齢者サポートセンターを核とする市内15の日常生活圏域に配置することにより、高齢者サポートセンターの機能強化を図ります。



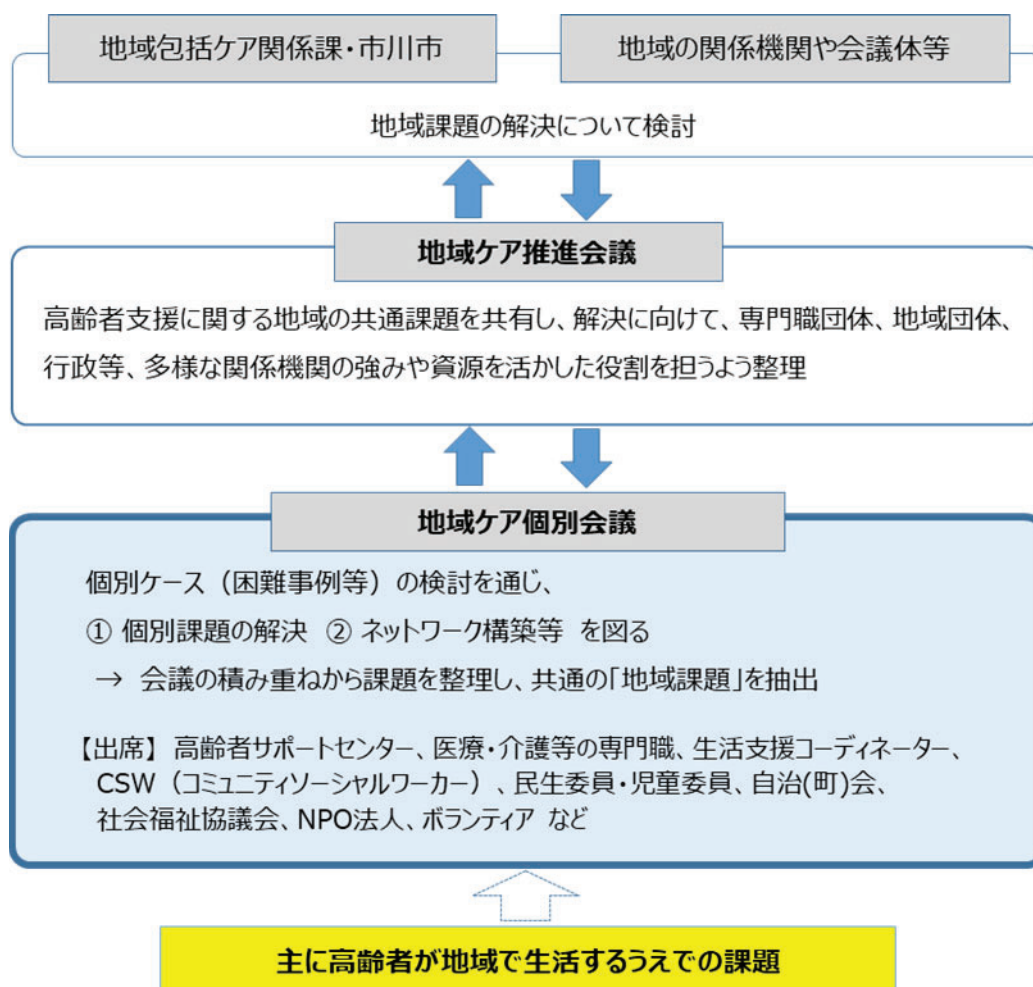
● **地域ケア個別会議【地域包括支援課】**

進捗管理

「地域ケア個別会議」は、医療・介護などの専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の生活を地域全体で支援することを目的として実施します。高齢者サポートセンターおよび市は、積極的に「地域ケア個別会議」を開催します。

「地域ケア個別会議」において検討された課題のうち、多くの事例に共通する課題は、“地域課題”として整理し、地域の多様な主体が参加する「地域ケア推進会議」（P.95 参照）をはじめ関連の深い会議体において検討し、課題解決を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア個別会議の開催	60回	→	→	→



● 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化【地域包括支援課】

利用者の自立支援・重度化防止のため、より良いサービスを提供することを目的として、介護支援専門員などへの情報提供や研修会を実施する他、リハビリテーション専門職などから助言を受けられる体制を構築し、自立支援につながるケアマネジメントの強化を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護支援専門員への研修 (市主催)	4回	→	→	→

その他関連事業や取組みなど

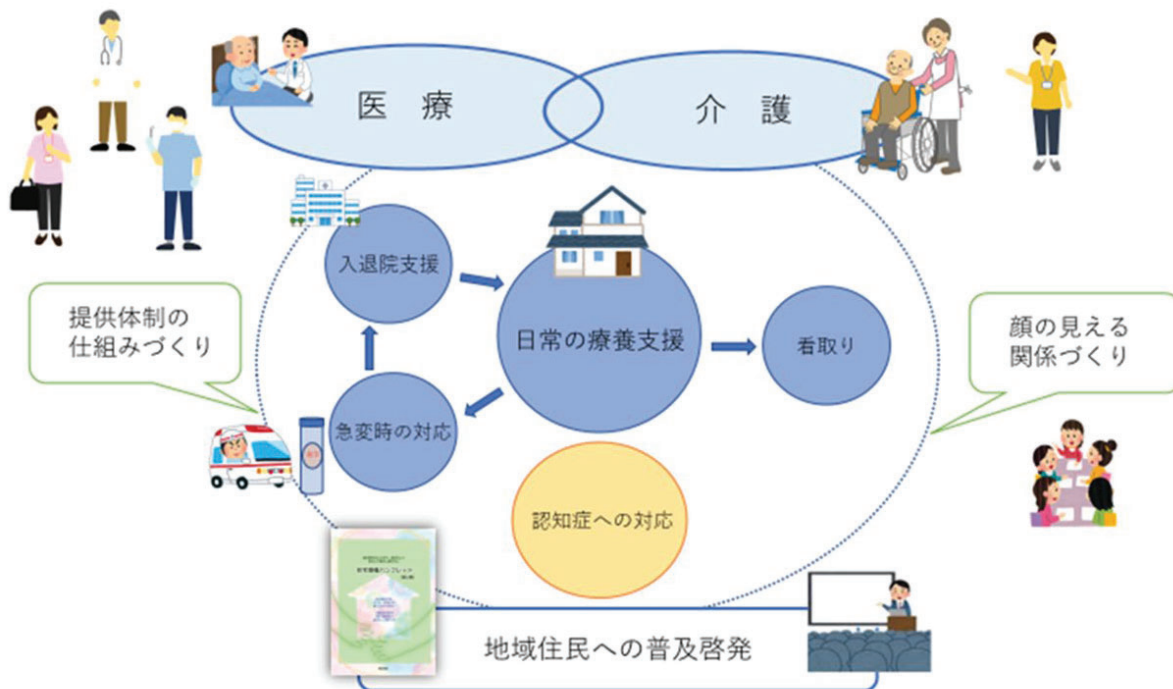
● 市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）	地域共生課	P.84
● 生活支援コーディネーター（SC）の配置	地域包括支援課	P.56
● 認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援課	P.71
● ケアマネジメントなどの適正化〈ケアプラン点検〉	介護保険課	P.93

基本目標 2 - (2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

今後の方針

- 医療と介護の連携した対応が求められる**4つの場面**（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）と**認知症への対応**を意識して、PDCA サイクルを展開し、連携を推進します。
- 地域の医療・介護関係者間の連携を推進するために、**多職種を対象とした参加型の研修会**を行います。
- 医療・介護関係者間で速やかに情報が共有できるよう、**情報共有ツールの普及・活用**を支援します。
- 地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるように、また、**人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解**できるようにするため、講演会の開催やパンフレットなどの配布を継続していきます。



●在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築【地域包括支援課】

進捗管理

医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）において、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、PDCA サイクル（①課題抽出と対応策の検討、②対応策の実施、③対応策の評価、④改善の取組み）に取り組めます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
在宅医療・介護連携推進に関する会議の開催回数 (課題抽出と評価の実施)	3回	3回	3回	3回

●医療・介護関係者の研修【地域包括支援課】

地域の医療・介護関係者の相互の理解を深め、連携を推進するために、多職種を対象とした参加型の研修を実施します。

●医療・介護関係者の情報共有の支援【地域包括支援課】

在宅療養生活を支えるために、状態の変化などに応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報が共有されるよう、情報共有ツールの普及、活用を支援し、必要に応じて情報共有ツールなどの改善・見直しを図ります。

●地域住民への在宅療養の普及啓発【地域包括支援課】

かかりつけ医を持つことの重要性のほか、地域住民に在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、在宅医療や介護についての理解を促進します。また、人生最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解を進めていきます。

●在宅医療支援事業【保健センター健康支援課】

高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介などを行います。

●在宅療養者等口腔保健推進事業【保健センター健康支援課】

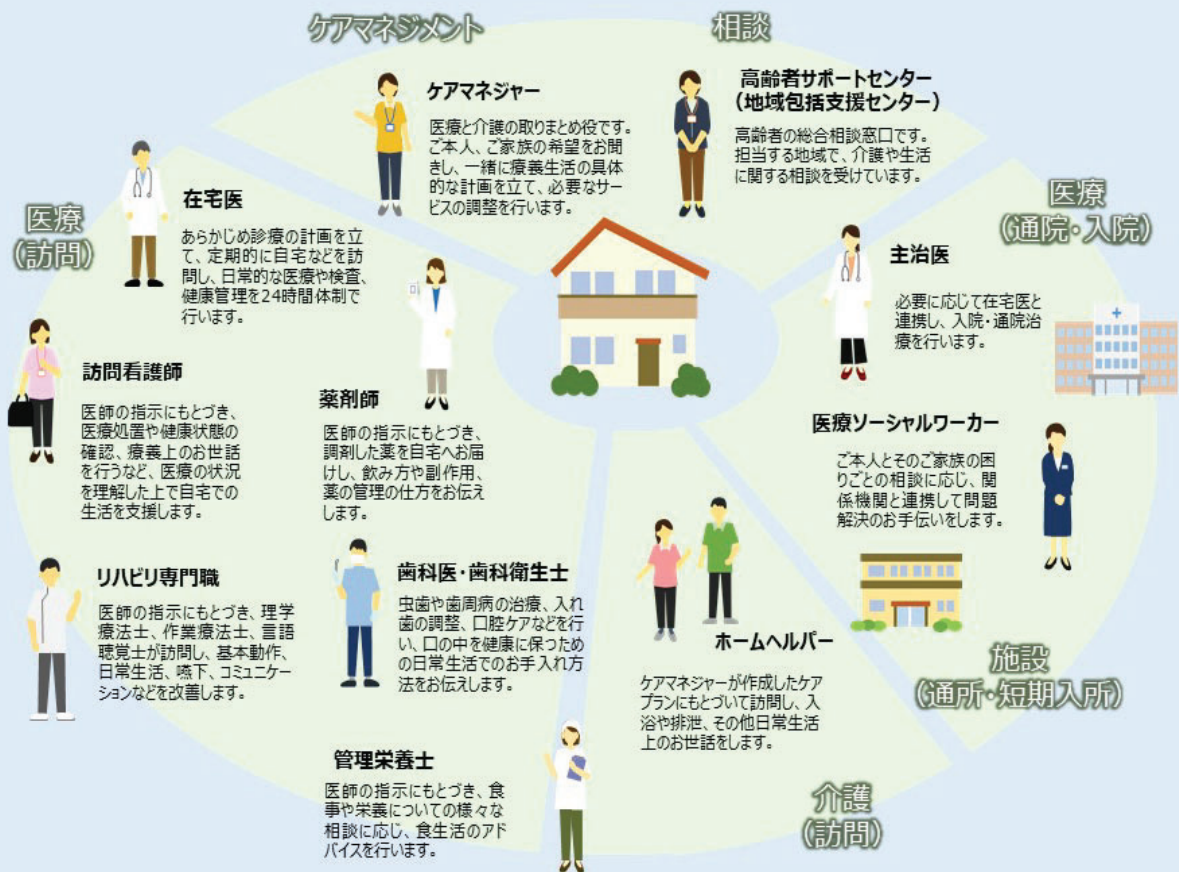
在宅療養者などの介護を必要とする市民に対する歯や口腔および受療に関する相談や口腔衛生の普及啓発などを市川市歯科医師会に委託し、快適な生活を送れるようにします。

- 地域の医療機関の情報公開¹ 保健医療課 下記注釈
- かかりつけ医の重要性の啓発 保健医療課 P.55

チームで支える在宅療養

在宅療養とは・・・

住み慣れた自宅や地域で適切な医療・介護の支援を受けながら、療養生活を送ることで、
また、本人の選択により、自宅で最期を迎えるための支援を受けることもできます。



在宅療養を送る際には、本人や家族の望む療養生活を送れるよう、医療や介護スタッフが連携して支援することが重要です。

¹ 市内の医療機関情報を広く市民に提供するため、掲載を希望する医療機関の情報をとりまとめ、市公式 web サイトおよび「いちかわ便利帳」に公開している。

基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援

認知症の人の尊厳が保たれ、最期までその人らしく暮らし続けるために、認知症の人の意思決定の支援が適切に行われ、その意向を十分に尊重し、尊厳を保持しつつ切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されるよう支援します。

今後の方針

- 認知症の人の自立生活をサポートするために、**認知症初期集中支援チーム**による支援を継続していきます。
- 認知症の人がその人らしく暮らし続けるために、行政の窓口、各高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）や認知症地域支援推進員の活動を通じた相談を中心として、**相談窓口の拡充**に努めます。
- 認知症の人の意向が十分に尊重されるよう、認知症の人や家族の意見を聴取する機会を増やし、本人の意思を尊重しながら、**日常生活・社会生活における意思決定支援**に取り組みます。

主な事業や取組み

● 認知症地域支援推進員の配置【地域包括支援課】

進捗管理

認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンターに配置し、認知症の人に対し、状態に応じた適切な支援が行われるよう、医療・介護および地域の多世代の様々な人たちや生活関連領域に係る関係者の連携を図る取組を行い、周囲からの認知症の人やその家族への理解や協力を深め、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

認知症の人や認知症へのリスクの高い高齢者が地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動の場づくりに、認知症の人およびその家族の意向尊重に配慮し、認知症の人やその家族の視点を反映させながら取り組みます。

また、ピアサポート活動（P.83 参照）ができる人材発掘を行い、ピアサポーターによる本人支援の体制を整備するとともに、認知症サポーター（P.60 参照）をはじめとするボランティアによる支援体制の構築に向けて、チームオレンジの設置（P.83 参照）などの体制構築を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症ガイドブック（概要版） 配架窓口	88カ所	増加	増加	増加

● 認知症初期集中支援チームの活動【地域包括支援課】

医療と福祉の専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施し、生活のしづらさの改善を支援します。

● 相談体制の充実【地域包括支援課】

行政窓口、各高齢者サポートセンターや認知症地域支援推進員の活動を通じての相談のほか、認知症に係る専門知識や症状に対する対応の知見が蓄積されている認知症グループホームや特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などにおける相談や助言を活用し、認知症の人やその家族への支援体制の充実を図ります。

● 認知症の人の意思決定支援【地域包括支援課】

認知症本人ミーティング（P.61 参照）などを通して、認知症の人やその家族の意見を発信する機会を設け、日常生活・社会生活において、本人の意思を尊重しながら意思決定がなされるよう本人や家族の声を発信します。

その他関連事業や取組みなど

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ● 基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進 | P.60-P.61 |
| ● 基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ | P.82-P.85 |

基本目標 2 - (4) 介護者の負担軽減

介護を必要とする高齢者の主な介護は、子や配偶者など家族が担っており、介護サービスの利用の有無にかかわらず、身体的・精神的・経済的な負担感や孤立感を有している人もいます。必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、ヤングケアラーを含めた家族における介護の負担軽減のための取り組みを推進します。

今後の方針

- 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）において、介護者の身体的・精神的な負担軽減のため、個別の相談に応じるほか、**介護技術の講習や介護者同士の交流の機会**を提供します。
- 介護を必要とする方が、円滑にサービスを利用できるよう、**介護保険制度やサービス事業所に関する情報提供**を行います。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの支援者に対して、**仕事と介護の両立支援に資する制度や相談窓口の周知**を行っていきます。
- 介護者のおかれた状況は様々であることを踏まえ、引き続き、**在宅サービスなどの整備**を図ります。

主な事業や取り組み

●「家族介護教室」や「認知症カフェ」による介護者の支援【地域包括支援課】

進捗管理

高齢者サポートセンターでは、介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行うほか、介護技術の講習や介護者同士の交流を目的とした教室を開催します。

また、地域で開催されている「認知症カフェ」（P.61 参照）は、認知症の人や認知症の疑いのある人、認知症の人を支えている家族、認知症やボランティアに関心のある人など誰でも参加することができ、和やかな交流を通じてお互いを理解し合う場であるとともに、介護者同士の情報交換の場にもなっています。高齢者サポートセンターは、民間事業所などによる認知症カフェを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担軽減などを図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
家族介護教室の開催数	45回	→	→	→

●介護保険サービスなどに関する情報提供【介護保険課・地域包括支援課・地域共生課】

介護を必要とする方が、円滑にサービスを利用できるよう、介護保険サービスの説明や利用手続き、事業所の情報などを市公式 web サイトに掲載するとともに、本庁舎および行徳支所、市内 15 カ所の高齢者サポートセンターにおいて、リーフレットを配布しています。

リーフレット	概要
あかるい暮らしをささえる介護保険	介護保険の申請や、サービスの種類、費用額の目安などを掲載
ハートページ市川市	介護サービスの種別ごとに、事業所の一覧を掲載
介護保険で利用できる！住宅改修	介護保険で行う住宅改修のポイントや手続きを掲載

介護保険ではまかないきれない日常生活上の支援やサービスについての情報収集を行い、市公式 web サイトや冊子（P.57 参照）で情報提供を行うことで、介護者の負担軽減を図ります。

また、介護支援専門員などの支援者に対して、仕事と介護の両立支援に資する制度や相談窓口の周知に努めます。

●認知症の人の介護に関する情報提供や支援【地域包括支援課】

「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」（P.60 参照）などにより、症状や状態に合わせた様々な支援や対応方法を案内することで、本人や介護者の不安軽減に努めます。

また、介護者が不安を感じることの多い認知症初期の対応について、専門職のチームにより、集中的・包括的に支援します（P.72 参照）。

●中重度の人の在宅生活などを支えるサービスの整備【介護保険課】

引き続き、施設入所や高齢者向け住まいに入居して受けるサービスと、在宅で受けるサービスとの両輪で、介護を受ける本人およびその介護者を支えます（整備の考え方は P.111-113 参照）。

●介護保険利用者負担助成事業 など【介護保険課】

生計を維持することが困難な方の、介護サービスにかかる経済的負担を軽減するため、介護保険の居宅サービスなどを利用した場合に、利用者負担額の助成を行います。また、社会福祉法人などの行うサービスを利用した場合、法人の負担により、利用料の自己負担や食費・居住費の自己負担の一部を軽減する制度について、周知をします。

●在宅での介護に関する支援【地域包括支援課】

在宅で介護を受ける方の生活の質の向上および在宅での介護にかかる負担軽減を主な目的として、紙おむつの給付¹や、訪問理美容サービス²を行っています。また、介護保険サービスを利用せず在宅で介護を行っている一定要件を満たす家族に対して家族介護慰労金³を支給しています。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
おむつの給付事業	1,198件	1,226件	1,250件	1,275件
訪問理美容サービス	90件	→	→	→

その他関連事業や取組みなど

●様々な見守りの支援・サービスなど

地域包括支援課など

P.58-59

¹ 在宅で介護を受けている要介護3以上で排尿や排便の介助を必要とする市民税非課税の人に、紙おむつを宅配で支給。

² 在宅で介護を受けている要介護4以上の人に対し、一部自己負担による訪問理美容サービスを実施。

³ 市民税非課税世帯において、介護保険サービスを利用せず、1年以上、中重度の要介護度の人を在宅で介護しているなどの要件。

基本目標 2 - (5) 権利擁護の支援

認知症などにより判断能力が不十分な人や、生活上に何らかの問題を抱え、解決できず困難な状況にある高齢者に対し、地域や入所施設において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるように支援します。地域の関係者や事業者との協力・連携体制の構築を図り、高齢者虐待の早期発見を図るとともに、関係機関と連携して対応を行います。また、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪に関する注意喚起や相談活動などを進めていくことで、広く地域の高齢者の権利を守ります。

今後の方針

- 高齢者虐待を未然に防止するため、引き続き、**高齢者虐待防止の研修会**を定期的開催するとともに、関係機関との連携を強化していきます。
- 行政、家庭裁判所、民間の団体などが一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげるための仕組み（**地域連携ネットワーク**）を構築していきます。そして、本人の身近な支援者が協力して、日常的に支援する「チーム」を形成するとともに、そのチームを支援する「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を充実していきます。
- 専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など）と連携し、後見人などの受任が円滑となるよう**協力体制の構築**を図ると同時に、市川市社会福祉協議会とともに市民後見人の活動を支え、**担い手の確保**に努めます。
- **消費者被害の防止や被害者支援**のため、関係機関との連携に努めます。

主な事業や取組み

● 高齢者虐待を未然に防ぐ取組み【地域包括支援課・介護保険課】

進捗管理

高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）職員、介護サービス事業所および施設の職員を対象とした「高齢者虐待防止研修会」を引き続き開催します。

なお、DV、児童虐待、障がい者虐待などの家庭における様々な暴力に対応する機関で構成されるネットワーク会議とも連携・協力・情報交換を行いながら、高齢者虐待に対応する関係機関で構成される「市川市高齢者虐待の防止に関する会議」において、保健、医療、福祉、弁護士、警察、および保健所などの多職種・多機関で情報共有を図るとともに、連携強化に努めます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市川市高齢者虐待の防止に関する会議の開催回数	1回	1回	1回	1回

● 高齢者虐待の早期発見、早期対応および支援体制の強化【地域包括支援課・介護保険課】

高齢者虐待の通報を受けた際は事実確認を行い、高齢者と養護者などの双方の相談および支援を行います。また、必要に応じ、高齢者の一時保護などの措置を適切に行うとともに、世帯全体の複合的な課題に対応できるように支援機関の連携強化に努めます。

● 消費者被害の防止【地域包括支援課】

消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行い、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と消費生活センターを中心に、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員などに対して、必要な情報提供や情報交換を行い、消費者被害の防止に努めます。また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

● 市川市消費生活センター【市川市消費生活センター】

商品購入やサービス利用に伴い生じるトラブルなど消費生活に関する相談に関し、「消費生活相談員」が問題解決のため助言やあっせん等を行うほか、多重債務者を救済するため、弁護士による専門相談を実施しています。

● 「電話 de 詐欺」の注意喚起 など【市民安全課】

「電話 de 詐欺」とは、千葉県警が定めた特殊詐欺の広報用名称です。本市は、市川・行徳防犯協会および市川・行徳警察署と連携し、「電話 de 詐欺」の対策を周知・啓発し、特殊詐欺による被害防止を図っています。

また、被害防止に効果的とされている迷惑電話防止機能が付いた電話機や装置などを購入した高齢者に、「特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱」に基づき、購入費の一部を補助しています。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特殊詐欺対策電話機等 購入費補助件数	300件	→	→	→

● 成年後見制度利用支援事業【地域包括支援課】

制度を必要とする高齢者が、成年後見制度を利用できるよう、市川市社会福祉協議会に市川市後見支援センターを委託し、更なる制度の周知・啓発、利用促進を図り、市民後見人の養成および育成、親族後見人の相談支援を実施しています。また、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人への報酬にかかる助成を行います。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市川市成年後見制度等 地域連携ネットワーク会議	1回	2回	2回	2回

その他関連事業や取組みなど

● 福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）¹ 市川市社会福祉協議会 下記注釈

¹ 第三者のサポートが必要な、認知症、知的障がい、精神障がいがある人の、財産の管理（日常のお金の出し入れを含む）や福祉サービスなどの暮らしの手続きについて、本人と市町村社会福祉協議会などが契約を結び、その支援を行う事業。

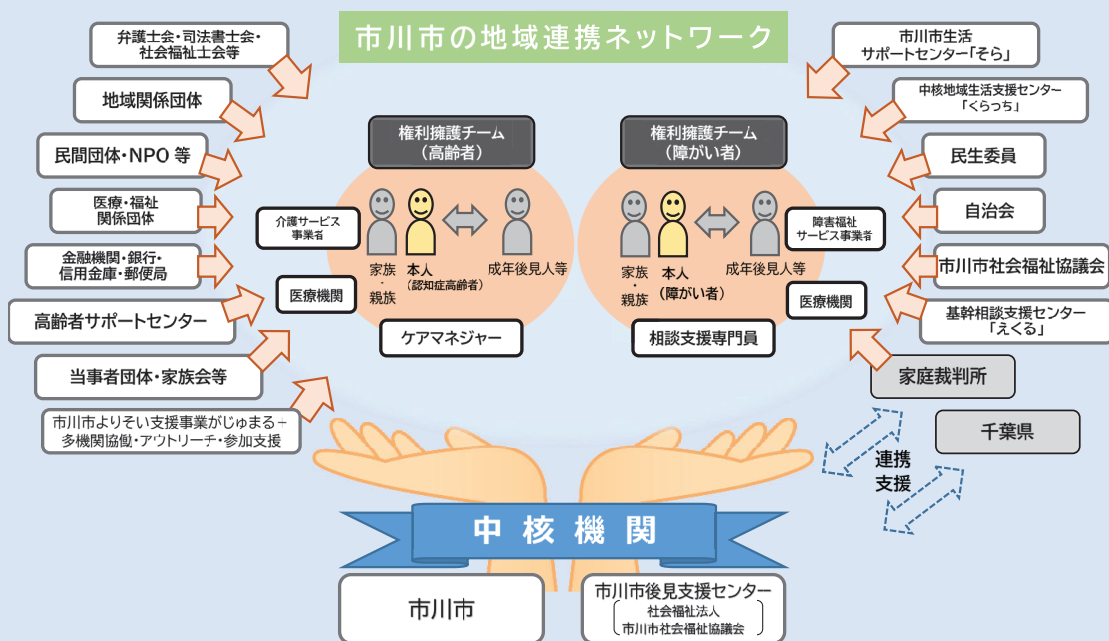
市川市成年後見制度利用促進基本計画について

本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的として、令和5年3月に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度を必要とする方が増えると見込まれています。一方で、成年後見制度の認知が不十分のため、必要な方に利用されていなかったり、後見人等が不足しており、その確保や体制強化も課題となっていました。

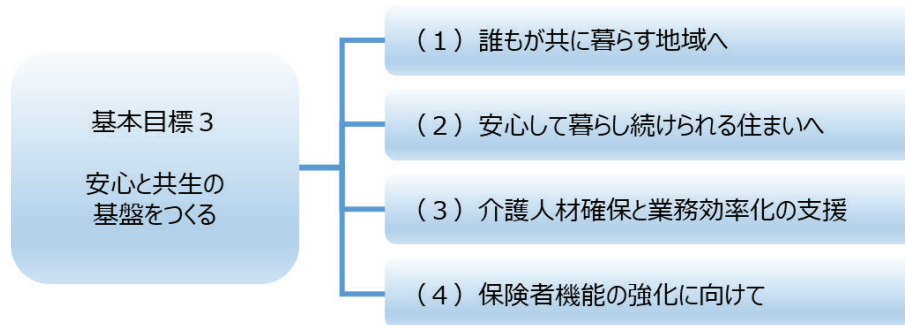
そこで、成年後見制度の利用促進を図るため、計画に基づき、市川市社会福祉協議会に「市川市後見支援センター」を委託し、更なる制度の周知・啓発、利用促進を図るほか、市民後見人の養成および修了者の支援、親族後見人の相談支援を実施します。

また、本市は市川市社会福祉協議会とともに、成年後見制度における「中核機関」の役割を担っていることから、「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を設置し、専門職・関係機関の協力体制を構築していきます。



計画は、福祉分野に共通する事項を定める「市川市地域福祉計画」に位置付けて推進します。

本計画においては、将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくることを目指しています。その実現に向けた行政の役割を意識し、基本目標 3 では 4 つの施策を位置づけました。



施策の背景や課題

（１）誰もが共に暮らす地域へ

○ 令和 4 年度のアンケート調査結果では、「自身や家族が認知症になったら、地域の方に伝えて声掛けや見守りを願います」と回答した高齢者の割合は 25.2%であり、令和元年度の調査結果（24.6%）と比較してわずかな増となっています。認知症になっても、希望を持って暮らせる地域づくりに向けて、引き続き取り組む必要があります。

▶[今後の方針 p.82](#)

（２）安心して暮らし続けられる住まいへ

○ ケアマネジャーに向けたアンケート調査では、本市の、「高齢期の住まいや移動を支える資源の整備・活用への取組」は、他の領域と比較して低い評価となっており、注力すべき分野と考えられます。

▶[今後の方針 p.86](#)

（３）介護人材確保と業務効率化の支援

○ 介護サービスを受けるためには、介護人材の確保が課題となっています。介護事業所に向けたアンケート調査では、介護人材の確保対策として市川市（行政）に要望する事業として、「研修補助の充実」、「マッチング支援」、「介護職の魅力発信に向けた施策の実施」が上位となっています。

▶[今後の方針 p.90](#)

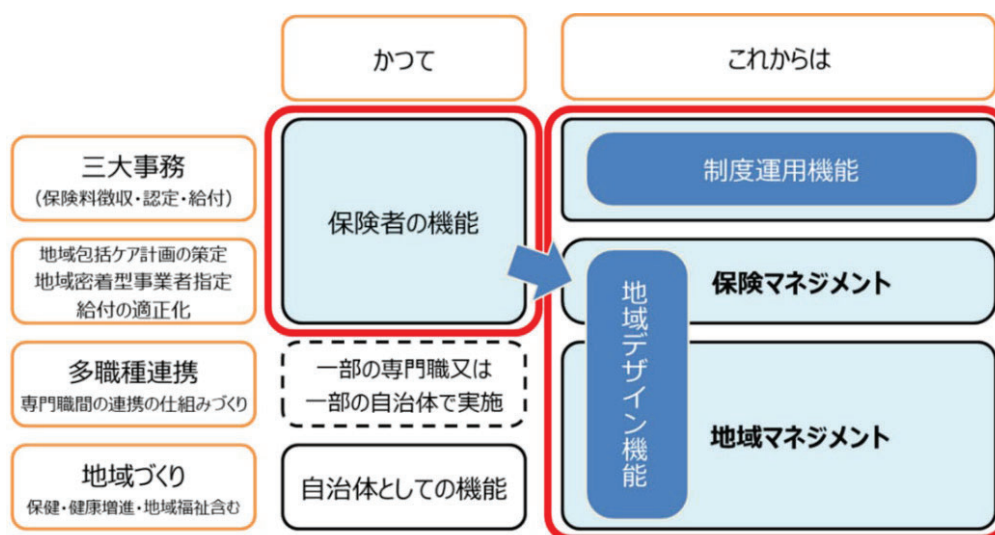
（４）保険者機能の強化に向けて

○ 人口推計に基づく本市の高齢化率は、国や千葉県と比べて低く維持される見通しですが、要介護認定率の高い 85 歳以上の高齢者が急激に増加する見通しであることから、引き続き、要介護認定や介護給付の適正化に取り組む必要があります。

○ アンケート結果から、本市の高齢者が在宅生活を継続するうえで必要なサービスや支援のうち、「外出同行(通院、買い物など)」や「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」に関しては、要介護・要支援者およびケアマネジャーとも、ニーズや不足感が高いと回答しています。

○ 現役世代の人口が減少する中、団塊の世代の高齢者の介護を支える時代が迫っており、介護保険の保険者には、従来の介護保険事業の制度運用に加え、「保険マネジメント」の視点も求められるようになってきています。さらに、地域包括ケアの深化・推進に向けた多職種の連携や地域づくりの取組みも含め、地域の実情に応じた仕組みづくりを行うことが重要と考えられます。

▶ 今後の方針 p.92



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「＜地域包括ケア研究会＞2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム-「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会」、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究事業（平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）

基本目標3 の重点事業および新規事業

基本目標3では、以下の事業を位置付けます。

重点 「認知症にやさしいお店・事業所」の認定

▶ P.83

「認知症にやさしいお店・事業所」の認定を通じて、認知症の人を地域全体で見守る体制を拡充します。

重点 介護に関する入門的研修

▶ P.90

将来にわたり安定的に介護サービスを提供する基盤づくりのため、研修費用の補助などを通じて、介護人材の確保に取り組みます。

新規 介護支援専門員の資格取得に係る費用助成

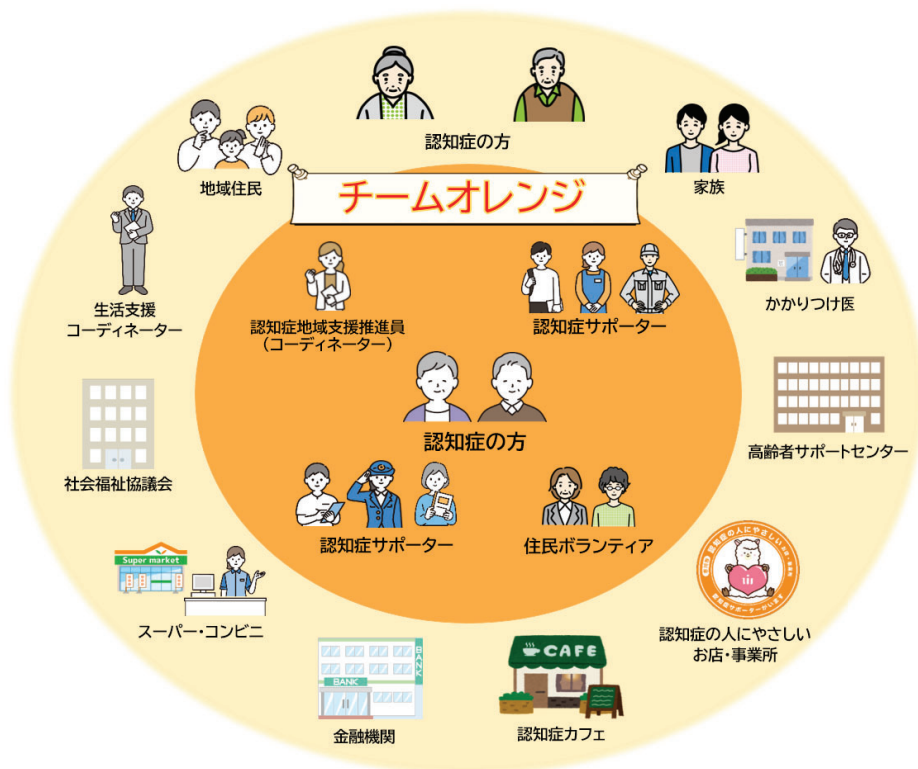
▶ P.91

基本目標 3 - (1) 誰もが共に暮らす地域へ

誰もが社会から孤立せず、世代や背景を超えて相互に支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、お互いに理解し、偏見をなくすことが重要です。本計画では、認知症に関する地域の理解が深められ、認知症の人とその家族が日常生活および社会生活を円滑に送ることができ、認知症の人が尊厳を保持しつつ他の人々と共生できる地域の実現を目指します。また、様々な困難を抱えたとしても、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、制度の壁を越えた柔軟な支援に取り組みます。

今後の方針

- 認知症の人とその家族が日常生活および社会生活を円滑に送れるよう、「**認知症の人にやさしいお店・事業所**」を増やすことや、地域での見守り体制の拡充に取り組みます。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと、具体的な活動を希望する認知症サポーターとを結びつけるよう、「**認知症サポーターのステップアップ講座**」の充実を図ります。また、支え合いの仕組みである「**チームオレンジ**」の整備を目指します。
- 相互に支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、「**ピアサポート活動**」の支援体制を整えます。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「**包括的な相談支援体制の整備**」に取り組みます。



認知症の人やその家族の社会参加と意思を一緒に実現するチーム

●「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定【地域包括支援課】

認知症の人にやさしい取組みを行っている店舗および事業所を、「認知症の人にやさしいお店・事業所」として認定し、広く市民に周知することにより、認知症の人や家族が不自由なく生活できる環境を整えます。

【取組みの例】

- 笑顔でやさしい声掛けをする
- 認知症の人にわかりやすい案内表示を設置する
- お金の計算など会計の手伝いをする など



事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定事業所数	25 事業所	増加	増加	増加

●認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備【地域包括支援課】

「認知症サポーター」(P.60 参照)のうち、具体的な活動を希望する方に向けて、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶステップアップ講座を開催します。また、支え合いの仕組みであるチームオレンジの整備を目指します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
チームオレンジ団体数	-	1 団体	増加	増加

●ピアサポート活動の充実【地域包括支援課】

認知症への不安を感じている方や認知症と診断された直後などで今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、認知症当事者が話を聴き、相談に乗り自分自身の経験を話すことにより、精神的な負担の軽減につなげるとともに、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍することで社会参加の促進を図ります。

●認知症の人が安心して外出できるための支援【地域包括支援課】

市と関係機関や地域の方が協力し、地域ぐるみで認知症の人を見守る取組を進めていきます。

市は、早期発見・保護のため、行方不明高齢者の情報を「市川市メール情報配信サービス」を活用し、「防犯情報」に配信します。また、市民に対して、「市川市メール情報配信サービス」への登録を推奨しています。

行方不明となり各警察署で保護された認知症の人について情報提供を受けた場合は、市を経由して高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）から家族などに連絡し、必要なサポートを行います。

●市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業です。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、5つの事業を一体的に実施します。

▼5つの事業

- ①包括的相談支援事業 ②多機関協働事業 ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
④参加支援事業 ⑤地域づくり事業

▼令和5年度に置かれた窓口や支援者 ※下記①～⑤の番号は、上記5つの事業に対応

○福祉よりそい相談窓口の設置 ②【地域共生課】

「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や、「8050問題」、「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した課題の相談を受け付けるとともに、各相談機関などと協働してその解決に取り組みます。

○多機関協働等事業者（がじゅまる+（ぶらす））の設置 ②・③・④【地域共生課】

各相談機関から寄せられた複雑化・複合化した事例の整理を行うとともに、支援が届いていない人へのアウトリーチや社会参加に向けた支援をチームで行います。

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置 ⑤【地域共生課】

地域住民の声によりそい、地域住民と共に、誰もが暮らしやすい支えあいの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援を行うため、地域福祉活動の支援を行う専門職を配置しています。

●地域ケアシステムの推進【地域共生課・市川市社会福祉協議会】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で行われている様々な地域活動の連携を図ることや、新しいつながり生み出すために、地区社会福祉協議会が推進母体となり、市内14地区の小域福祉圏で「地域ケアシステム」という仕組みを実施しています。

各地区社会福祉協議会の事務所である「地域ケア拠点」には、相談員が常駐し、困りごとの相談対応や車いすの貸し出しなどが行われています。

また、一部の地区では、地域住民が運営主体となりゴミ出しや買い物代行等のちょっとした困りごとの支援を有償で行う支え合い活動として、「お互いさま事業」が実施されています。

● 共生型サービス事業所の支援【介護保険課・障がい者支援課】

高齢や障がいの枠組みを超えてサービスを利用できる「共生型サービス」¹については、人材の有効活用や、地域共生の拠点となることも期待されます。市は、事業所から相談があった場合には情報提供を行うとともに、円滑な指定を支援します。

その他関連事業や取組みなど

- 基本目標 1 - (4) 認知症への理解の促進 P.60- P.61
- 基本目標 2 - (3) 連携による認知症への支援 P.71- P.72

¹ 「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」など、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービス（共生型サービス）においては、①障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所のサービスを利用しやすくする ②福祉に携わる人材に限りがある中、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う という観点から、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすい仕組みとなっており、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断する。

基本目標 3 - (2) 安心して暮らし続けられる住まいへ

「住まい」は地域における生活の基盤となるものです。年齢や家庭事情、生活困窮などにより住宅の確保が困難とならないよう、円滑な入居を支援するとともに、安全・安心な生活環境の実現を目指します。また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた住まいの充実に努めるとともに、自然災害などに対する備えを推進します。

今後の方針

- 連帯保証人の不在や低所得などにより支援を要する高齢者等について、公営住宅の入居定員確保や民間賃貸住宅のあっせんなどにより住宅確保に努めるとともに、令和 4 年度に策定した「市川市住宅セーフティネット計画」に基づき、**居住支援策の充実に向けて検討**します。
- 賃貸住宅の貸主などに対して、高齢者の入居に対する不安を低減するため、千葉県指定の「住宅確保要配慮者居住支援法人」¹による支援、高齢者の見守りや安否確認、相談支援の窓口などを周知することにより、**円滑に入居できる住宅の確保**に努めます。
- **バリアフリーなどを目的とした住環境の改善**は、健康寿命の延伸や重度化防止に効果的であり、在宅生活の継続につながることから、住宅改修の費用について補助をします。
- 心身や生活状況の変化に応じて住まいが選択できるよう、多様なニーズに対応する**居住系サービス等の確保と、質の向上**に努めます。

主な事業や取組み

● 住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度【市営住宅課】

進捗管理

市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で、住宅の確保に配慮を要する高齢者などに対して、民間賃貸住宅のあっせんを行います。必要とする人に制度が利用されるよう、高齢者およびその支援者などに対する情報提供に努めます。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
あっせん制度の申込件数	45 件	→	→	→

¹「住宅確保要配慮者居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者に対し債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供、死後事務委任等の支援業務を行う法人として、指定を受けた法人のことを言う。

●市川市生活サポートセンター そら【地域共生課】

経済的な理由などにより生活に困っている人を対象とした相談支援機関です。健康、仕事、家族、収支、将来など生活に関わるさまざまな問題を一つ一つ整理し、解決の方法を一緒に考えていきます。例えば、収支のバランスが崩れている場合には、家計を一緒に点検しながら、安定した家計の維持を支援します。

また、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある人を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付などを実施し、自立に向けて支援します。

●バリアフリーに配慮した住宅の支援【街づくり整備課・介護保険課・地域包括支援課】

要介護認定がなくても利用できる「あんしん住宅助成事業」では、バリアフリー化や、ヒートショック対策の観点から踏まえた温熱環境の改善、省エネルギー化、防災性の向上など、住宅の良質化に資する改修工事を市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。¹

要介護認定を受けている場合、「介護保険を利用した住宅改修」は、身体状況に対応した改修工事に対する費用の一部を給付します。そのうえで所得が低い世帯に対しては、介護保険などで行う住宅改修の支給限度基準額を超える自己負担額の一部について、「市川市高齢者および障がい者すみよい住まいづくり助成金」²により、助成金を交付します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
あんしん住宅助成事業 (うちバリアフリー化の改修)	17件	→	→	→
介護保険を利用した住宅改修	1,100件	→	→	→
すみよい住まいづくり助成金	18件	→	→	→

¹ 「あんしん住宅助成事業」のうちバリアフリー化を目的とした改修工事については、要介護認定を受けている方は、介護保険を利用した住宅改修が優先となる。

² 「市川市高齢者および障がい者すみよい住まいづくり助成金」は、市川市に住民登録がある方で、その居住する住宅を改修する人のうち、改修する住宅に居住している全ての人が市民税非課税で、次のいずれかに該当する人が対象。① 65歳以上の要支援または要介護認定者で、居宅介護（介護予防）住宅改修支給限度基準額を超えた人 ② 身体障害者手帳の交付をされている人で、下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害の程度が1級から3級の人のうち、市川市居宅生活動作補助用具支給限度額（基準額）を超える人。

●居住系サービスの確保と質の向上【介護保険課・地域包括支援課・市営住宅課】

自宅で住み続けることが困難となった高齢者が、心身や生活状況の変化に応じた住まいを選択できるよう、居住系サービスの整備を進めるとともに、介護相談員派遣事業（P.94 参照）や、居住系サービスに対するケアプラン点検（P.93 参照）を通じて、居住系サービスの質の向上に努めます。

また、安心して住み替えられるよう、「高齢者向け住まい」の情報提供を行っていきます。

○市内の居住系サービス

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5(2023)年度		令和8(2026)年度	
	施設数	定員	施設数	定員
軽費老人ホーム（ケアハウス） ¹	5施設	233人	→	→
介護付き有料老人ホーム ²	15施設	1,072人	増加	増加
認知症グループホーム	22施設	422人	増加	増加
住宅型有料老人ホーム	17施設	541人	増加	増加
サービス付き高齢者向け住宅	14施設	444人	増加	増加

¹ うち、1施設（50人）については特定施設入居者生活介護の指定を受けている。令和8年度の見込みについては、千葉県への照会によるもの。

² 地域密着型を含む。

●避難行動要支援者対策事業【地域共生課】

災害の発生またはそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援などを実施するための名簿を作成します。また、平常時における地域のつながりを促進します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
個別避難計画の作成数	20件	30件	40件	50件

その他関連事業や取組みなど

●様々な見守りの支援・サービスなど	地域包括支援課など	P.58-59
●住宅リフォーム相談 ¹	街づくり整備課	下記注釈
●家具転倒防止器具等取付費補助 ²	地域包括支援課	下記注釈
●住宅用火災警報器の設置 ³	地域包括支援課	下記注釈
●福祉避難所の設置 ⁴	地域共生課	下記注釈
●人工呼吸器用非常用発電機等購入補助 ⁵	保健医療課	下記注釈

¹ 住宅リフォームの専門的な知識と経験のある増改築相談員（住宅リフォームエキスパート）・マンションリフォームマネジャーで構成される「市川住宅リフォーム相談協議会」の会員が、市の開設する相談窓口において、住宅リフォームに関するアドバイスを行う。

² 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者や障がい者で構成される世帯で市民税非課税の世帯を対象として、震災時に家具等の転倒を防止する器具等の取付け費用の一部を補助する。

³ 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯のうち市民税非課税世帯を対象として、安心して日常生活が過ごせるよう警報器を設置する。

⁴ 災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人が安心して避難生活を送るための施設であり、避難者の状況などにより必要と判断された場合に開設される。

⁵ 日常的に在宅で人工呼吸器を使用する人が、災害時等の停電時においても日常生活を支障なく営むことができるようにするため、非常用発電機等の購入費用の一部を補助する。

基本目標 3 - (3) 介護人材確保と業務効率化の支援

介護を必要とする高齢者が増加する中で、介護の担い手となる世代の人口減少や高齢化が進むと見込まれ、人材確保は喫緊の課題となっていることから、福祉・介護分野の人材確保および定着に向けた取り組みを進めます。また、提供されるサービスの質の確保のため、介護事業所の業務の効率化や従事者の資質向上に向けて支援します。

今後の方針

- 介護に関する知識や技能の習得を支援することで、**職員の質の向上および定着**を図ります。
- 介護事業者などとの協働により、介護の仕事の魅力を知ってもらうための情報を収集・発信し、就職活動を迎える方などに対して**介護職のイメージ向上を推進**します。
- 国や県などが実施する介護ロボットや外国人材の活用、およびハラスメント対策に関する周知などを行うことで、介護事業所における業務効率化の推進と、介護従事者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。
- 指定などに関する提出書類の簡素化やオンライン化、また、ICT（情報通信技術）活用による認定調査や認定審査会の効率化に引き続き取り組むことにより、**介護業務の効率化を支援**します。

主な事業や取り組み

●介護職のイメージ向上につながる情報発信【介護保険課】

介護事業者などと連携し、学生などが介護の現場に触れる機会をつくり、介護職の魅力を感じてもらえる取り組みを進めていきます。

●「福祉のしごと」説明・就職面接会【商工業振興課・介護保険課】

資格の有無を問わず福祉の仕事に興味を持っている方を対象とした個別説明および仕事説明を実施し、福祉関連職種の事業所とのマッチングを支援します。

●介護に関する入門的研修【介護保険課】

進捗管理

介護の基本的知識を学び、介護分野への就労のきっかけとして、介護に関する入門的研修を実施します。さらに、職場体験や介護事業所へのマッチング支援により、介護業務の不安を払拭し、多様な人材の参入促進として介護資格の取得希望者や就業者などの増加に努めます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
入門的研修の参加人数	40人	45人	50人	55人

●介護職員初任者／介護福祉士実務者／主任介護支援専門員の研修費用助成および介護支援専門員の資格取得に係る費用助成【介護保険課】

介護サービスに従事する方の確保およびサービスの安定的な提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に際し要した費用の一部を助成することで、研修の受講を促進します。並びに、介護福祉士を目指す職員のキャリアアップを支援するため、介護福祉士実務者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修の助成人数 (合計)	40人	40人	40人	40人

また、介護支援専門員の確保およびキャリアアップを図るため、資格取得に係る費用および主任介護支援専門員研修の受講費用を助成します。

●提出書類の簡素化・オンライン化【介護保険課】

指定などに関する提出書類のオンライン化に関する継続的な周知や、提出書類のオンライン化を希望する介護事業所への情報提供を通じて、引き続き介護事業所における業務効率を支援していきます。

その他関連事業や取組みなど

- | | |
|---|-----------------------------|
| ●介護職員の宿舍施設整備事業 | 介護保険課・千葉県 |
| ●介護ロボット・ICT導入支援事業、介護職の理解促進魅力発信に関する事業や外国人材に関する事業など | 千葉県 |
| ●福祉の無料職業紹介、介護福祉士・社会福祉士修学資金などの貸付制度や福祉のしごと就職フェアなど | 千葉県社会福祉協議会
(千葉県福祉人材センター) |
| ●介護認定審査会の簡素化 | 介護保険課 |

基本目標 3 - (4) 保険者機能の強化に向けて

本市では今後も中長期にわたり、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれていることから、介護保険事業の円滑な運営と持続可能な制度運用のため、現状分析に基づく適切な介護サービス確保および介護給付の適正化や公正な介護認定に努めます。また、介護サービス事業者に対する指導・監査により、サービスの質を高めるとともに、災害や感染症の発生時のサービスを継続に対する備えを確認するなど、介護を必要とする方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

今後の方針

- 市では国の介護給付費適正化方策の見直しを踏まえ、**介護給付費適正化事業**により、点検効果の高い帳票の確認と、その対応に取組みます。また、縦覧点検などの調査を通じて、事業所に対し、報酬請求に係る法令や仕組みなどの周知を図ります。
- 介護サービスの更なる質の向上と、**介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保**を目的として、引き続き、介護サービス事業者に対する介護保険法に基づく調査および指導監査を実施します。また、**災害時の業務継続計画**が作成されているか併せて点検し、未作成の場合には作成を支援します。
- 適切なサービス提供のため、地域の人口動態や要介護認定、介護予防に関するデータなどを分析し、地域の介護保険事業の特徴などを関係者に共有したうえで、**サービスの確保や改善**に取り組みます。また、サービスだけでは支えられない高齢者の生活上のニーズについて、地域ケア会議などを通じて把握し、**必要な仕組みづくりを検討**します。

主な事業や取組み

●要介護認定の適正化【介護保険課】

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る認定調査票の内容の点検および整合を行います。認定調査の質の向上のため、マニュアル作成やわかりやすい研修内容などについて検討し、一層の適正化を図ります。介護認定審査会については、引き続き審査判定の傾向を分析し、全委員を対象としてさらなる平準化を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定調査員研修の参加者	200人	200人	200人	200人
審査会を対象とした研修	1回	1回	1回	1回

●ケアマネジメントなどの適正化<ケアプラン点検>【介護保険課】

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、自立支援に資する適正なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検を実施します。また、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ケアプラン点検	48件	60件	60件	60件

●縦覧点検など【介護保険課】

国民健康保険団体連合会から提供される介護給付点検情報に基づき、介護報酬の「縦覧点検」の効果が期待される6帳票および「医療情報との突合」を実施することにより、請求内容の誤りや不正の発見につながり、費用効果が期待できます。また、点検を通して報酬請求にかかる法令や仕組みなどを請求事業所へ周知し、報酬請求の適正化を進めます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
縦覧点検(帳票数)	6帳票	6帳票	6帳票	6帳票

●介護サービス事業者に対する指導・監督【介護保険課】

制度改正などに関する説明を事業者に対して行う「集団指導」や、サービスの取扱いおよび介護報酬請求などに関することについて事業者および従事者に周知を行う「運営指導」を実施しています。介護サービスに関する苦情・通報などについては、適切な把握および分析を行い、必要に応じて事業者に対する指導を行います。また、介護サービス事業者が法令などを遵守し、不正行為を未然に防ぐための監督を行います。

●介護相談員派遣事業【地域包括支援課】

介護相談員が介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者やその家族の疑問や不満・不安を受け付け、介護サービス提供事業者および行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務が規定されています。近年は、新型コロナウイルス感染症への対応としてオンライン形式で実施をしていましたが、訪問再開について施設へ確認しながら、新たに有料老人ホームなども派遣先とするなど、より多くの方が安心してサービスを利用できる環境の提供に努めます。

●市川市介護保険地域運営委員会の開催【介護保険課】

学識経験者・関係団体の推薦を受けた者・被保険者・サービス事業者などの推薦を受けた者で構成される市川市介護保険地域運営委員会を、定期的に開催します。高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と地域密着型サービスの適正な運営の確保に関することや、保険給付の適正化に関することについて審議し、良好な運営を図ります。

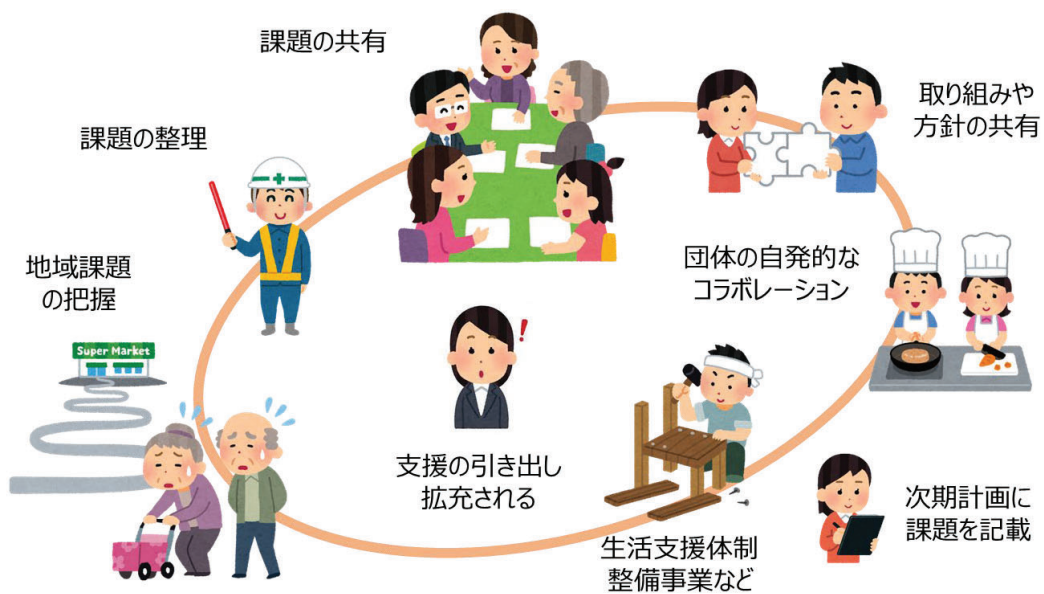
●データ利活用の推進【地域包括支援課・介護保険課】

介護予防・重度化防止などの施策立案や住民への啓発、さらに今後の介護サービスの整備に資するよう、本市の介護保険事業の分析や、日常生活圏域ごとのデータの取りまとめなどを行います。また、要介護者などの生活期におけるリハビリテーションの適切な利用などの目的に資するよう、データ把握を通じた課題分析に取り組みます。

●地域ケア推進会議【地域包括支援課】

「地域ケア個別会議」（P.66 参照）において検討された課題のうち、多くの事例に共通する課題は、地域課題として整理し、地域の多様な主体が参加する「地域ケア推進会議」をはじめ、関連の深い会議体において検討し、課題解決を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア推進会議の開催	2回	2回	2回	2回



本市の地域ケア推進会議は、生活支援体制整備事業（P.56 参照）の“第1層協議体”の役割も兼ねています。地域ケア個別会議のほか、その他の会議や相談支援等を通じて把握された地域課題について、圏域ごとで検討するとともに、市全域で取り組むべき課題については地域ケア推進会議で検討し、地域の多様な主体の強みや資源を活用して解決するよう取り組みます。

令和5年度の地域ケア推進会議は、居場所をテーマとして議論を深めてまいりました。地域に“居場所”は多数存在するものの、その把握や情報提供について改善の余地があると整理された一方で、“居場所”への物理的なアクセスが課題であることが明らかになってきました。

このことを踏まえ、令和6年度以降は、居場所につながることも含めた移動支援の方策について検討していく方向性が示されました。

